

介護老人保健施設 小名浜ときわ苑

— ユニット型介護保健施設サービス 重要事項説明書 —

1 目的

医療法人社団ときわ会 介護老人保健施設小名浜ときわ苑は、介護保険法による施設として、要介護者に対し適切な介護保健施設サービスを提供することを目的としています。

2 運営方針

- 1) 当苑は、下記運営基準（厚生省令第40号）第8条に基づき、終生入所できる施設ではありません。ご利用者を継続的にお預かりする施設ではなく、ご家族と共に定期的に行われる担当者会議等において在宅復帰（他施設へのご紹介等）の方向性を決めていきます。よって、ご家族にもケアのチームの一員となって頂きます。

運営基準（厚生省令第40号）第8条

介護老人保健施設とは、要介護者であって、主としてその心身の機能の維持回復を図り、居宅における生活を営むことができるようにするための支援が必要である者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設

（別紙：補足資料参照）

- 2) 在宅復帰のステップとして可能な限りの外泊（月6日以内）・外出をお願いします。その際は、届け出用紙がサービスステーションにありますのでご記入願います。また、ご予約が決まっている場合は、早めにご連絡いただきますようお願いいたします。特に、お盆時期、年末年始は外泊をお願いしておりますのでご協力下さい。外泊時は外泊療養費がかかります。
- 3) 当苑は、明るく家庭的な雰囲気、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、保険者、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

3 利用資格について

介護保健施設サービスのご利用には、要介護1～5の認定を受けている方で、医療機関での入院・治療等は必要でなく、病状が安定されており、リハビリや医学的管理・日常的介護が必要な方を対象としています。

4 利用料金について

別紙、利用料は口座引き落としとさせていただきます。

注意) 施設利用料金には、医療費控除の対象となる項目がありますので、領収書は保管願います。

5 相談から退所まで

① 利用相談

② 申し込み用紙の記入（利用調整には苑独自の優先順位基準を設けています。）

※優先順位の決定方法は以下のようになっています。

優先順位決定のためのアンケート記載事項と相談内容、希望の療養室の種類や性別、認知症などの有無によって優先度が変わってきます。

③ 実態調査の実施 診療情報提供書の要請

※ベッドの目途がついた時点でご連絡致します。

④ 利用要否判定会議

※当苑にて適切な療養を提供できないと判断した場合お断りさせていただきます。

⑤ 療養室空きベッド調整 ※入所してから部屋の変更はあります。

⑥ 利用契約・サービス開始

⑦ 退所 ※以下のような場合には退所（契約解除）となります。

1) 本人と身元引受人が退所を希望した場合

2) 利用者が要介護認定において、非該当又は要支援と認定された場合

3) 本人の身体レベルや心理的状态が回復した場合や家族（介護者）が家庭での受入れを希望し、在宅支援の制度を活用し在宅療養が可能になった場合

4) 入院治療を必要とする場合（退所のため、お荷物をお持ち帰りください）

5) 本人又は家族に、多角的な在宅支援のプログラムを提案したにもかかわらず、在宅での療養生活を完全に放棄し、その意志が変わらない場合

6) 当苑からの要求事項（担当者会議への参加、定期的な洗濯物の持帰り、各種書類の提出等）に応じない場合

7) 他施設へ入所になった場合

8) 療養生活不良や認知症の問題行動が悪化し、他の利用者の健全な療養生活に大きな支障をきたす場合

9) 他利用者や職員等へ暴言・暴力やセクハラ行為等や社会通念に反した場合

10) 利用料の未納が長期化（2ヶ月滞納）した場合

11) 死亡の場合

6 ご利用時の留意事項とご協力のお願い

1) 契約の際には、身元引受人を立て頂きます。身元引受人は、利用料の支払い能力のある方で、ケア方針の内容など相談に応じていただける方とします。また、各種書類へのご記入及び提出をお願いすることがあります。

- 2) ご面会は毎日できます。時間は午前9時から午後5時までとなっております。事務所受付に面会受付票を用意していますので、日付及び面会される方のお名前をご記入ください。また感染症等が発生した場合は、一時的に面会を休止とします。
- ※ 面会方法に関しては、変更になる場合があります。その都度、掲示板で案内いたしますので、確認をお願いいたします
- 3) 利用者の方の洗濯物については、家族の方に依頼しておりますのでご協力お願いします。難しい場合は、ご相談ください。
- 4) 許可無く詰所、事務所、調理場等には入らないで下さい。
- 5) 貴重品の持ち込みは、3000円以内とさせていただきます。利用者同士相互に金品及び物品の貸し借りはしないで下さい。苑内での金銭の紛失は責任を負いかねます。また、金銭のお預かりは原則行っておりません。
- 6) 苑内の設備及び備品は丁寧に取り扱いってください。万一、設備、備品に損害を与えたときは弁償または現状復帰をお願いいたします。
- 7) 許可された以外の物品を療養室に持ち込まないで下さい。
- 8) 営利行為、宗教活動、特定の政治活動はしないで下さい。また、他者への迷惑行為などは行わないでください。
- 9) 身上に変更(身元引受人・住所等)が生じた時は担当の職員に届けて下さい。
- 10) 当苑では地域に関かれた施設を目指しているため、ボランティアや各種研修の方を積極的に受け入れています。職員の指導のもと、利用者の方にボランティアや各種研修の方が付いて介護する場合がありますのでご了承ください。
- 11) 当苑では同性介助はできません。
- 12) 利用者の方への食べ物やお飲み物などのお持込みは、ご遠慮願います。但し、面会の際に持参されたものは、家族の方が付添いの下、食事制限のある方もおりますので食堂などで飲食していただき、お部屋には置かれませんようお願いいたします。また、お預りすることもできませんので、必ずお持ち帰りください。
- 13) 利用中に、ご本人様に関しての問い合わせなど、ご連絡をさせていただく場合があります。
- 14) 当苑は国際貢献のため外国人労働者を雇用しています。
- 15) 居住費が変わらない部屋変更は、ご連絡なく部屋変更があります。

7 緊急時の対応について

利用者の方の体調が急変し、当苑での対応が困難な場合には、事前に確認した医療機関へ速やかに連絡し、受診の調整を行います。また、事前に確認した方への連絡もしますので、その際は、受診の付き添いをお願い致します。

当苑の協力医療機関は以下のとおりです。

協力医療機関：小名浜生協病院 常磐病院

協力歯科医療機関：かしまひるた歯科医院

8 事故発生時の対応について

転倒は身体的原因に起因する「疾患」「症候群」です。

リハビリをすると転倒リスクが高まる可能性もありますが、運動量が増え生活の質が向上することを利用目的とします。施設では対策や転倒防止に努めますが、対策をとって予防しても、一定の確率で高齢者の転倒は発生します。

※老年医学会・全老健声明（要点を抜粋）

当苑では、利用者に対するサービスの提供により重大な事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族に連絡を行うとともに、医師と看護師で然るべき対応をします。医療機関への受診が必要な場合には速やかに受診の調整を行い、再発防止に努めます。また、骨折、入院加療を必要とし、利用者の要介護認定に影響を及ぼす可能性のある事故については、保険者へ連絡いたします。利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。また、事故については原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9 身体拘束について

原則として利用者に対し身体拘束は行いませんが、利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合で以下の3つの要件を満たし、且つ、それらの要件の確認を身体的拘束適正化検討委員会での極めて慎重な検討を経て、ご家族の同意のもとに行なう場合があります。

- 1) 切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- 2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行うこと以外に代替する看護・介護方法がないこと。
- 3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

10 苦情について

当苑のサービスに対して苦情や要望がある場合は、苦情受付担当の介護長の鈴木愛、又は支援相談員、介護支援専門員にお申し出ください。但し、受付時間は平日（月～金曜日）の9：00～17：00の間とさせていただきます。また、事務所の横に投書箱（みんなの声）がありますので、書面にても受け付けています。当苑としては、出来る限りの対応をさせていただき、利用者満足向上掲示板（CSボード）に掲示するなど、情報をオープンにしております。さらに、下記の機関に申し出ることもできます。

- ① 福島県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口
住所：福島市中町3-7 電話：024-528-0040
- ② 高齢福祉課 介護サービス整備係
住所：いわき市平字梅本21 電話：0246-22-7467

- ③ 福島県運営適正化委員会 苦情解決部会
住所：福島市渡利字七社宮１１１ 電話：０２４-５２３-２９４３
- ④ 各地区保健福祉センター
最寄りの地区保健福祉センターへお申し出ください。

１１ 守秘義務について

当苑では、個人情報保護法に基づき個人情報保護に努めています。当苑をご利用いただくにあたり、利用者やそのご家族についての情報をお伺いしておりますが、これは実際にご利用するにあたって参考にするものですので、決して第三者に他言は致しません。但し、例外として以下の項目については法令上、介護関係事業者が行なうべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

また、研修などでケア内容を発表する場合は、仮名を用いるなど個人を特定できないようにいたします。さらに、利用者の取り違い防止やご自分のお部屋の所在確認のために、利用者やご家族の同意のもと、療養室や食事テーブル・配薬車などに、名前の掲示をします。もし、名前の掲示をしたくない場合や、個人情報に関する質問や相談がある場合には、個人情報保護相談窓口の広木（支援相談員）にお申し出ください。

１２ ケアプランについて

当苑では、可能な限り自立支援と在宅復帰を目的として利用者本人やご家族の希望に沿うように、介護支援専門員がケアプランを作成し、リハビリなどを実施致します。作成したケアプランについては、内容の説明と同意・交付を行います。また、定期的にご意見・ご要望をお伺いするために家族参加のサービス担当者会議（ケアプラン内容・在宅へ向けての相談等）を開催致しますので、出席していただきますようお願いいたします。

1 3 リハビリテーション実施計画書について

当苑は、在宅復帰の促進等を目的としており、利用者の状態像に応じた理学療法・作業療法・言語療法を適時適切に提供できるリハビリテーションマネジメント体制が整っています。リハビリを行うにあたっては、多職種協働で身体機能、ADL（日常生活動作）等の評価を行い、リハビリテーション実施計画書を作成します。なお、計画書は開始時及び3ヶ月に1回以上、評価・見直しを行い、計画内容の説明と同意・交付を行います。

1 4 栄養ケア計画書について

当苑では、多職種協働してスクリーニング、アセスメントを実施し、早期に栄養状態を把握して適切に栄養マネジメントを行い、栄養ケア計画書を作成するなど個別に栄養管理を行なっています。また、必要に応じて低栄養の問題解決のために口腔ケア、摂食・嚥下リハビリテーション、服薬指導などの各種専門的なサービスを提供しています。なお、栄養ケア計画書は開始時及び3ヶ月に1回以上、評価・見直しを行い、計画内容の説明と同意・交付を行います。

1 5 職員について

ケアサービスは各専門職種が関わるチームケアで実施しています。また、よりよいサービス提供のために、積極的に各研修会や勉強会に参加し、自分の専門性を高めるため、各国家資格の取得に取り組んでいます。

・職員体制

- | | |
|---|-----|
| (1) 医 師 （管理者（常勤）／（非常勤） | 3名 |
| 利用者に適切な医療を行います。 | |
| (2) 看護職 | 11名 |
| 医師の指示に従って、利用者の健康管理のため診療、処置並びに看護、または、介護業務を行います。 | |
| (3) 介護職 | 29名 |
| 医師の指示に従って、利用者の心身状況を把握し、利用者の快適な療養生活上のサービスを担当し、それぞれの日常生活動作能力の向上を行います。 | |
| (4) 介護支援専門員 | 4名 |
| 利用者及びその家族の希望に応じて、心身の状況、生活環境等の問題点を明らかにし、課題分析を行い、ケアプランを作成します。 | |
| (5) 支援相談員 | 3名 |
| 利用者及び家族の処遇上の相談、レクリエーション等の計画・指導、市町村との連携、ボランティアの指導を行います。 | |
| (6) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 | 9名 |
| 利用者の日常生活動作能力向上のために、リハビリテーションを行います。 | |

- (7) 薬剤師 1名
医師の指示に従い、利用者の服薬管理・指導を行います。
- (8) 管理栄養士 2名
栄養管理、調理の指導並びに衛生管理を行います。
- (9) 事務職 3名
介護サービス費の請求及び利用料の請求・徴収等の事務業務全般を行います。
- (10) 運転手 1名
介護保健施設サービス事業の運転業務全般を行います。

・勤務体制

【ユニットケア棟】

医師（常勤／管理者）（月・水～金）	8：30～17：30
医師（非常勤）（火・土）	8：30～17：30
看護・介護 ユニット1	
早番	7：30～16：30
遅番	11：00～20：00
夜勤	16：00～ 9：00
ユニット2・3	
早番	7：00～16：00
	7：30～16：30
日勤	8：30～17：30
遅番	11：00～20：00
夜勤	16：00～ 9：00
ユニット4・5	
早番	7：30～16：30
日勤	8：30～17：30
遅番	11：00～20：00
夜勤	16：00～ 9：00
介護支援専門員	8：30～17：30
支援相談員	8：30～17：30
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	8：30～17：30
薬剤師（月・火・水・金）	8：30～17：30
管理栄養士	8：30～17：30
事務職	8：30～17：30
運転手	7：15～16：15

16 利用定員について

【ユニットケア棟】定員 50名（療養室・・・個室：50室）

但し、短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護利用者を含みます。

17 サービス内容

1) 食事について

- ・時間 朝食 7:30～ 昼食 11:30～ 夕食 17:30～
- ・内容 管理栄養士の下、利用者の方の嗜好と身体状況に応じて提供しております。おやつバイキングなどその他、季節・行事によって、喜んでいただけるように工夫しています。

2) リハビリについて

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士により、その利用者の心身状況に応じて機能訓練・記憶訓練などを週3回、その他、生活リハビリを実施いたします。但し、入所3カ月までは短期集中リハビリテーションを実施する場合は週3回以上行います。

- ・リハビリ器具：歩行器・平行棒・ホットパック・パワーリハビリ機器

3) 入浴について

週2回。但し、身体の状態に応じて清拭となる場合があります。また、身体状況に応じて一般浴、家庭浴、機械浴、ミスト浴で対応しています。

4) 排泄について

個々の利用者の方に適した、おむつの種類の選択、交換時間の検討やトイレ誘導を行っており、自立排泄のお手伝いをしています。なお、オムツの持ちこみは不用です。オムツ代金は利用料に含まれます。

5) レクリエーション（実施している行事など）

以下のような娯楽などをしていただくことができます。季節行事（お花見・ときわ祭・芋煮会・クリスマス会・豆まき等）お誕生会、おやつバイキング、華道、茶道、書道、ヨガ、調理、園芸等。

6) 理美容（業者委託）

週1回予約受付にてご利用できます。別途料金をいただきます

7) 相談援助

苑での生活や退所後のことなど、ご相談をお受けします。

8) 介護保険等の行政手続き代行

介護保険証の更新などの手続きの代行を行います。

9) 売店

営業日：月～金曜日（11:00～15:00）訪問販売（ユニット棟へ金曜日）

お菓子やジュース、歯ブラシ、コップ、ティッシュ、リハビリシューズ等の日常生活用品も販売しています。また、当苑の立替えて購入していただくこともできます。

18 医療について

- 1) 利用中に必要な日常的な医療については、当苑の医師や看護師が担当させていただきます。

2) ご入所中のお薬は、お持ち込み分を使い切った後は、当苑の医師が診察し適宜お薬を処方します。そのため今までとお薬が変わる事があります。当苑では原則、後発医薬品を採用しております。サプリメントを使用するにあたっては当苑医師の判断に従ってください。

薬は副作用なども考慮して、医師の判断で必要最低限とします。

3) 病状・心身の状況及び環境等の的確な把握に努め、適切な医療をいたします。

4) 利用者に提供するサービスに医療も含まれており、常勤医師や看護師等の配置が義務づけられています。したがって、利用者に必要な日常的な医療については小名浜ときわ苑の医師やスタッフが担当することとされており、「不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない」(運営基準) ことになっています。しかし、病状によっては当苑の医師の判断のもと、他医療機関を受診していただくことになります。この場合、他科受診の制限があります。なお、受診した医療機関が保険薬局での調剤または治療材料の支給を目的とする処方せんを交付してはいけないことになっています。

19 非常災害時の対応

防災規程に則り対応致します。避難訓練は、防災計画により年2回実施し、防災計画は消防署に提出しています。

防火設備：スプリンクラー、非常階段、脱出シュート（別館）、自動火災報知機、誘導灯、防火扉、非常用発電機（本館・別館）

20 家族会について

利用者のQOL（生活の質）の向上と利用者を支える家族相互の連携、当苑との対等な関係を保ち、家族の立場からサービスの向上に関わることを目的としています。家族会開催の際には、是非ご参加願います。

21 第三者評価について

- ・実施の有無：有り ISO9001 認証
- ・直近の実施年月日：2018年9月11日（更新審査）
- ・評価機関の名称：ISO認証機関 JCSQA（日本化学キューエイ株式会社）
- ・評価結果の開示状況：開示しません。

22 当苑ホームページのご案内

検索サイトより「小名浜ときわ苑」で検索して下さい。苑での活動やお知らせ等掲載しております。ご利用になった場合は、是非ご確認頂くようお願いいたします。なお、グループ内の関連施設のご案内もあります。

※ 上記の内容を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名の上、
1通ずつ保管するものとします。

年 月 日

介護老人保健施設小名浜ときわ苑 ユニット型介護保健施設サービスについて、本書
面に基づいて重要事項の説明をしました。

介護保険指定番号 介護老人保健施設（0750480055号）
所在地 〒971-8135 福島県いわき市小名浜金成字町田18-1
名称 介護老人保健施設小名浜ときわ苑
管理者 医師 今井 徹
説明者 所属 在宅支援相談部
氏名

記

私は、本書面により、事業者からユニット型介護保健施設サービスについて重要事項
の説明を受けました。また、利用相談時の個人情報について、利用者判定会議や他のサ
ービス紹介などに利用されることについても同意します。

利用者 （〒 ）
住所
氏名

説明を受けた方 （〒 ）
住所
氏名
（関係 ）